

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。  
 令和 六年 十一月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつきクリニック	下関市秋根南町一丁目六番二九号	令和 七年 一月 一日
医療法人池田会いけだ内科	下関市一の宮町三丁目一一番二号	〃
さいとうレディースクリニック	下関市細江町三丁目三番一―二〇六号	〃
医療法人 山口内科	下関市一の宮本町二丁目四番六号	〃
ふごの内科クリニック	下関市赤間町五番一―一号	〃
西川医院	宇部市大字西岐波三二五の一	〃
はらだクリニック	山口県宇部市恩田町五丁目八の五	〃
なわたクリニック	山口県宇部市大字沖ノ且六八六番一	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
淵上整形外科	山口市大内御堀五丁目八番一、二号	令和七年一月一日
医療法人社団えさき内科クリニック	山口市維新公園一丁目三番二、五号	〃
清水クリニック	周南市栄町一丁目一二	〃
おかたに医院	周南市緑町三丁目三七	〃
大腸クリニックかわむら内科	防府市大字高井三三三の一	〃
医療法人やすおか皮膚科クリニック	岩国市山手町二丁目一八番一、二号	〃
後藤皮膚科クリニック	岩国市今津町三丁目一六番一、五号	〃
近藤医院	岩国市美和町佐坂三七〇の一	〃
岡山医院	山口県岩国市平田六丁目五一―一六	〃
医療法人社団医聖会井上医院	山陽小野田市新生二丁目一六四四番地二三	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団新生皮膚科クリニック	山陽小野田市新生二丁目四番三号	令和七年一月一日
医療法人社団滴翠会 多田クリニック	光市島田一丁目一番二一号	"
兼清外科	山口県光市浅江三丁目一―二五	"
田村医院	山口県光市室積大町二二―二〇	"
こうだクリニク	柳井市ニュータウン南町二四	"

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 十一月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
徳久歯科クリニック	宇部市松山町一丁目七番二〇号	令和 七年 一月 一日
中央歯科医院	山口市糸米一丁目一番一三号	〃
すえます歯科医院	萩市大字樺東一〇六八の三	〃
医療法人信栄会 小田歯科医院	下松市古川町一丁目四番一六号	〃
藤井歯科医院	長門市油谷新別名九九三一一	〃
杉原歯科医院	大島郡周防大島町大字小松六八二の一二	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。  
 令和 六年 十一月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンキュードラッグ彦島中央薬局	下関市彦島本村町七丁目三番九号	令和 七年 一月 一日
フラワー薬局菊川店	下関市菊川町大字田部二一四一の一七	〃
エーデル薬局 豊田店	下関市豊田町殿敷一八一〇番地三	〃
ころころ薬局	岩国市今津町三丁目一五番九一―一号	〃
さくら薬局	岩国市錦見七丁目一七―一七	〃
第一薬局住吉店	山陽小野田市住吉本町一丁目三番二二号	〃
そうごう薬局 小野田店	山陽小野田市日の出三丁目八番一二号	〃
こくりつ薬局あさ店	山陽小野田市大字郡四四五―四	〃